

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への 貢献

<基本的考え方>

我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきた。諸外国では、男女共同参画施策が大きく進展している例もある一方、我が国においては女子差別撤廃委員会の最終見解に指摘されているように多くの課題がある。緊急に実施すべき2年以内のフォローアップ項目も含め、勧告された事項に適切に対処する。

また、国際的な場における女性の積極的な登用を進める。

さらに、男女共同参画は国際的連携をとりつつ進める課題であることを踏まえつつ、ODAの実施に当たってはジェンダー主流化の視点に立ち効果的かつ公正に進める。また、戦時・平時を問わずいかなる女性に対する人権侵害も起きてはならない問題である。女性の平和構築の過程への参画を進める。

このような取組を通じて、男女共同参画に関して、国際的な評価を得ていくよう努める。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
平成27年を期限とするミレニアム開発目標	各国、各国際機関、NGOと協力して、ミレニアム開発目標の達成に努める	
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

施策の基本的方向	
<p>我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきた。今後とも、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、「北京宣言及び行動綱領」及び国連特別総会「女性 2000 年会議」で採択された「政治宣言」・「成果文書」等、女性の地位向上のための国際規範・基準や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等を周知徹底するとともに、積極的に国内における実施強化に努める。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約の国内における実施強化に努める。 女子差別撤廃委員会の最終見解及び国際規範・基準、議論等、国際的な取組を、法曹関係者を含めあらゆる機関、あらゆる年代層の国民に周知徹底する。また、知見を持つNGOの意見も聞きつつ、積極的連携を図る。 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。 女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点から、女子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会の最終見解等の国内施策における実施・評価・監視体制を強化する。 上記最終見解に対する政府としての対応を十分に検討した上で、フォローアップ事項への対応及び女子差別撤廃条約第7回・第8回政府報告を作成し、同委員会に提出する。 <p>イ 未締結の条約等に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。 パートタイム労働に関する条約（ILO第175号条約）、母性保護条約（ILO第183号条約）その他男女共同参画に関連の深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、締結に向けて積極的な対応を図る。 また、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）について、差別全般を禁止する人権擁護のための法律の成立に努めるとともに、このような法律の成立後において早期締結に向けての検討を図る。 	<p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、法務省、外務省、関係府省</p> <p>全府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、法務省、外務省、厚生労働省、関係府省</p>

2 男女共同参画の視点に立った国際貢献

施策の基本的方向
<p>ODAの計画立案から実施、評価にいたるプロセスにおいて、人間の安全保障及び男女共同参画の視点に立ってODAプログラム・プロジェクトを効果的に実施し、開発途上国におけるジェンダー主流化の促進を通じて、男女共同参画の推進並びに女性のエンパワーメントの達成及び地位向上に積極的に寄与する。また、平和構築の観点から、女性を被害者の側面でとらえるだけでなく、紛争の予防・管理・解決を含む政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・外国政府、国際機関、国内外NGO等との効果的な交流・連携・協力を強化する。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力等を通じて国内外のNGO等への支援を引き続き実施する。 ・ODAにおける各府省男女共同参画担当部署の明確化を図り、関係府省、援助実施機関、NGO等との連携を一層促進する。 ・人身取引は人権侵害であり、ODAを活用した人身取引被害者のエンパワーメント等、人間の安全保障の観点に基づく被害者支援を進める。あわせて、被害者の出身国等関係国との連携体制を強化し、国境を越えた人身取引の撲滅に貢献する。 	<p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>
<p>③ODA政策の広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会（CSW）、経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD/DAC）等の国際会議において、男女共同参画を重視する我が国のODA政策を積極的に説明する。また様々な方法で国内外に我が国の男女共同参画を重視するODA政策や取組の状況について分かりやすい広報を行う。 	<p>外務省、関係府省</p>
<p>イ 女性の平和への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の平和への貢献を推進するため、「女性・平和・安全」に関する国連安全保障理事会決議第1325号、第1820号、第1888号及び第1889号を効果的に実施し、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。また、人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。 	<p>外務省、関係府省</p>
<p>ウ 国際機関・研究機関等との連携・協力推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連のジェンダー関係の4機関を統合する新たな機関（UN Women、平成23年1月正式発足）への積極的貢献を図る。 ・「ジェンダーと開発」分野の研究体制を強化する観点から、関係研究機関の連携の強化等を図る。 	<p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省</p>

3 対外発信機能の強化

施策の基本的方向	
<p>国際社会における日本の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議（女子差別撤廃委員会、国連婦人の地位委員会等）の委員や日本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画し積極的な貢献ができるように努める。 ・また、在外公館における主要なポストの任命に際しても、任国の事情等も勘案しつつ、女性の登用を進める。 	<p>内閣府、外務省、関係府省</p> <p>外務省</p>

<p>イ 日本の特徴をいかしたテーマの対外発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の特徴をいかしたテーマの対外発信（防災や環境分野における男女共同参画の視点等）に努める。 <p>ウ NGO等との連携・協力推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、外国政府、国際機関、地方公共団体、国内外のNGO等との効果的な交流・連携・協力を強化する。 ・男女共同参画を推進するために、NGOの政府代表団への参加を継続するなど、政府とNGO等との連携・協力を進める。 <p>エ 国際会議におけるイニシアティブの発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア太平洋地域経済社会委員会（E S C A P）や、我が国のイニシアティブで始まった東アジア男女共同参画担当大臣会合等への積極的な貢献を図る。また、我が国で初めて開催したアジア太平洋経済協力（A P E C）女性関連会合（女性リーダーズネットワーク（W L N）会合、男女共同参画担当者ネットワーク（G F P N）会合、女性起業家サミット（W E S））等で構築されたネットワークをいかして、我が国の男女共同参画に関する取組を国際社会に発信する。 	<p>外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、関係府省 外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、経済産業省、関係府省</p>
---	--